

## 第 33 回運営評議会議事概要

1. 日 時 令和元年 9 月 10 日（火） 12:55～14:25
2. 場 所 フクラシア浜松町 会議室 B + C
3. 出 席 者  
委 員 菊入委員、加藤委員、金井委員、岡本委員、木下委員、松本委員、  
太田委員、伊藤委員、岡部委員、柴田委員、谷口委員、肱岡委員、  
藤江委員、堀越委員、町田委員、柳田委員、吉田委員  
農業者年金基金 西理事長、榎本理事、樋口理事、小島監事、小林監事  
オブザーバー 依田農林水産省経営局経営政策課長
4. 議 題
  - 1 農業者年金事業の実施状況について
  - 2 農業者年金基金の業務実績評価について
  - 3 年金資産の運用状況等について
  - 4 内部統制の推進状況等について
5. 議 事 概 要
  - 資料 1 の 1 から 3 及び資料 2 から 4 について、（独）農業者年金基金から説明を行った。
  - その後、意見交換が行われ、農業者年金事業の実施状況等について各委員から発言があった。

〈主な意見等〉

〔農業者年金事業実施状況関係〕

### 【意見】

- ・ 資料 1 の 1 の 9 頁に死亡一時金の記載があるが、とりわけ新制度は 80 歳まででもらえる予定の老齢年金相当額が、支給するのだという話は承知しているが、これは旧制度だとどのような方法で行っているのか、支払い状況というか計算方法というか、また件数についても伺いたい。

### 【回答】

- ・ 旧制度の死亡一時金については、3 年以上保険料を納付していただいている方で、保険料納付していただいている期間で決まっている単価に保険料納付月数を掛けたもの

が死亡一時金となります。年金受給者の場合は、その中で既に年金を頂いている分を差し引くという仕組みになっています。資料の 8 頁の上の部分为新制度の死亡一時金、9 頁の下部分が旧制度の死亡一時金の給付している人数となります。旧制度の方の加入者が多いのですが、死亡一時金の件数は非常に少なくなっている逆転現象が起こっております。といいますのも既に年金をもらっている方が結構いらして、差し引きするとゼロ円になってしまうという方が多くいらっしゃいます。

**【意見】**

- ・ 年金をもらっていると死亡一時金ほとんどもらえないというのが現状ということか。

**【回答】**

- ・ おっしゃるとおり、制度を切り替える際にやはり財政をあまり圧迫しないようにという事で、大変申し訳ないのですが死亡一時金をやや絞りこんでいることから、結果としてある程度年金をもらえている方は、死亡一時金は交付されないという実態になっております。

**【意見】**

- ・ 私も今、遺族年金もらっていることから、死亡一時金というのはどういう関係かなど。そういう話はほとんど会計等からも出ないから、只今の説明によりよく理解できた。

**【回答】**

- ・ あとは掛け捨て防止という部分もございしますが、財政圧迫を防止という必要もあるということになります。

〔農業者年金基金の業務実績評価関係〕

**【意見】**

- ・ A と評価された長期借入金の実施という中に応札しやすい工夫を行いと記載してあるが、例えばどんな工夫をしたのか。

**【回答】**

- ・ アレンジャーと呼ばれる方と契約し、全国の金融機関に対して、基金が行う借入金について PR していったということです。それもできるだけ幅広いところに、例えば信託銀行から始まり、都市銀行、地方銀行等に万遍なく PR していただいて、30 年度は 2 回の借り入れを実施しました。借入実施時に急に借入金入札を実施しますと言っても中々応札いただけないことも有り得ますので、そこをアレンジャーから事前に幅広く周知いただいた成果が今回のような実質一番最低限となる 0%の金利での借り入れにつながっ

たというように考えています。

**【意見】**

- ・ 今の件に関連して、融資をされた金融機関が金利 0%でも融資をされたというのは、融資する立場からいうとどういう考えなのか。

**【回答】**

- ・ 今、マイナス金利の時代と言われているので、金融機関にとって現金を持っていることがペナルティーのような形になってきています。日本銀行との関係で、金融機関が資金を預けると却って金利を支払うという事になりますので、0%でも貸したいというのが現在生じている状況です。ただ、短期の借入金ですとそういうことが時々生じるのですが、今回、3年間の比較的長い借入金に対しても0%まで行ったというのは良い結果だったのではないかと考えています。

**【意見】**

- ・ 2回の借り入れという話があったが、旧制度については、国の負担やその借入金ですべてをまかなっているという話だったと思う。新制度との関係はどうか。

**【回答】**

- ・ 新制度とは関係ありません。あくまで旧制度の話です。現在、旧制度につきましては、国の負担と借入金をうまく回しながら、大体、国の負担が平準化されるように措置されているため、国の負担は、一部、借入金の償還に当てられています。できるだけ旧年金受給者の受給総額を正確に予測しながら計画的に行っています。

**【意見】**

- ・ 当然、借りたお金は返済することとなると思うが。

**【回答】**

- ・ 返済につきましては国の負担で返済しています。

**【意見】**

- ・ 旧制度は積み立てが残っていないから、国が負担するということか。

**【回答】**

- ・ おっしゃるとおり。国の負担は、一部、旧年金の支払いに当てられていますし、一部は借入金の元利金償還に当てられています。したがって、最終的には全部、国から払わ

れていることとなります。

〔内部統制の推進状況等関係〕

【意見】

- ・ 運営費交付金というものを一般管理費や業務委託費の人件費に使用しているとのことだが、この業務委託費というのはJA等にも委託費は払われているということか。

【回答】

- ・ 加入推進活動を含む年金業務の一部を、市区町村の農業委員会や農業協同組合等に委託し、また、市区町村の農業委員会や農業協同組合等が行う委託業務を適正かつ円滑に実施するための研修・指導を県農業会議や県農業協同組合中央会等に委託し、それぞれ必要となる委託費をお支払いしています。

【意見】

- ・ それはやはり加入推進をやった分だけといった、推進したものに対して支払われているとのことか。

【回答】

- ・ 市区町村の農業委員会や農業協同組合等には、毎年度業務量実績等を踏まえて算定を行い、委託費をお支払いしており、県農業会議や県農業協同組合中央会等には、業務量実績等を踏まえて算定した経費と、加入推進業務に必要な経費を合算して委託費をお支払いしています。